

## 都市整備局へ寄せられた都民の声(平成29年7月)

(単位:件)

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
0	18	29	15	8	91	2	163

### ※上記区分の定義

提言: 政策の未実施や不十分さ等について、新たな政策の実施や既存の政策の改善策を提示し、その実施を求めるもの。

意見: 政策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情: 施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満等を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望: 施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談: 困りごとについて判断や指針の助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ: 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他: 都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。

## 寄せられた都民の声と対応事例

### ▶(都民の声)道路の広告について

道路上に設置された、のぼり旗・立て看板。建物に設置されたはみ出し看板等々は見苦しく、品位に欠けるため、禁止すべき。見解をご回答ください。

### (対応)

日頃より、東京都の屋外広告物行政にご理解・ご協力頂き誠にありがとうございます。  
今回、ご指摘のありました、道路上にのぼり旗・立て看板等を設置することは、屋外広告物法及び東京都屋外広告物条例で禁止されております。また、建物に設置される突出し看板は、ビルなどに目的の店舗や会社が入っているか見つけやすいこと等から、東京都屋外広告物条例に基づき設置を認めております。  
違反広告物の是正については、屋外広告物法に基づく対応を行っている区や市の屋外広告物担当、道路管理者及び交通管理者である所轄警察署等と連携して、違反広告物の適正化を図ってまいりますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。